

財団法人ニューテクノロジー振興財団

寄附行為

財団法人ニューテクノロジー振興財団

# 財団法人ニューテクノロジー振興財団寄附行為

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人ニューテクノロジー振興財団という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都大田区矢口2丁目1番21号におく。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要に応じて従たる事務所をおくことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、科学技術に関する調査研究、普及及びこれらの助成を行うことによって、人間と技術の調和を基調とした科学技術の振興を図り、もって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 科学技術に関する調査研究及びこれらに対する助成
- (2) 科学技術に関する普及及びこれらに対する助成
- (3) 科学技術に関する情報交流
- (4) 科学技術に関する国際交流
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 賛助会費
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の寄付にかかる財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄付された財産
- (3) 基本財産たる株式に基づく新株の発行により取得した株式(株式配当により取得したものを除く)
- (4) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務大臣の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(株式の議決権行使)

第9条 この法人の財産である株式の発行会社の株式に係る次に掲げる事項以外の事項についての株主権の行使にあたっては、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を著しく変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算を執行することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告、収支決算、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第15条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、第12条の収支予算及び第14条の収支決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第16条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ主務大臣に届け出なければならない。

(新たな義務の負担等)

第17条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

#### 第4章 役員、評議員等

(役員)

第18条 この法人に、次の役員をおく。

理事 6人以上10人以内(うち会長1人、副会長1人、理事長1人、常務理事1人)  
監事 2人

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事の選任に当たっては、理事のいずれか1人及びその親族、その他特殊の関係のある者の数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事又はその親族その他特殊の関係のある者及び職員は含まれてはならない。又、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員職務)

第20条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐して業務の執行を統括し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

( 役員の任期 )

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

( 役員の解任 )

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定による解任をする場合には、解任を議決する理事会において当該役員に弁明する機会を与えなければならない。

( 役員の報酬 )

第23条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

( 評議員 )

第24条 この法人に評議員をおく。

- 2 評議員の数は、15人以上20人以内とする。

( 評議員の委嘱 )

第25条 評議員は、賛助会員、又は学識経験ある者のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、評議員のいずれか1人及びその親族、特定の企業、所管する官庁の出身者、同一の業界関係者が評議員の現在数の2分の1を越えてはならない。

- 3 評議員には、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第26条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言することができる。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に顧問及び参与を若干名おくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 参与は、会長が委嘱した特別の事項を処理する。

(委員会及び委員)

第28条 この法人は、理事会の議決を経て専門事項を調査審議するため、委員会をおくことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の同意を得て会長が定める。

(賛助会員)

第29条 この法人に、賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、会長が理事会の同意を得て定めるところにより、賛助会費を納入する個人又は団体とする。

## 第5章 会 議

(会議)

第30条 この法人に次の会議をおく。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会

( 理事会の構成 )

第31条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 理事会の開催及び招集 )

第32条 理事会は、少なくとも毎年2回定例的に開催する。

2 理事会は、次に掲げる場合には、臨時的にこれを開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (4) その他会長が必要と認めたとき

3 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会の招集は、日時及び場所並びに目的とする事項及びその内容を記載した書面をもって、1週間前までに理事に通知しなければならない。

5 第2項第2号又は第3号の請求があったときは、会長は理事会をすみやかに招集しなければならない。

( 理事会の議決定足数 )

第33条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議席につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席した者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為で別に定める場合を除き、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 理事会の議決事項 )

第34条 次に掲げる事項は、理事会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 基本財産の処分及び財産の基本財産への繰り入れ
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この寄附行為により理事会に付議しなければならない事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

( 理事会の書面による表決 )

第35条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 第1項の書面による表決者は出席したものとみなす。

( 理事会の議事録 )

第36条 理事会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のなかから議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

( 評議員会の構成 )

第37条 評議員会は評議員をもって構成する。

( 評議員会の招集及び議長 )

第38条 第32条、第33条、第35条及び第36条の規定は評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

- 2 評議員会の議長は評議員会で互選する。
- 3 役員は評議員会に出席して意見を述べることができる。

( 評議員会の諮問事項 )

第39条 この寄附行為に定める事項のほか、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支予算及び収支決算
- (3) 基本財産の処分
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項であって、会長が必要と認めた事項

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ主務大臣の認可を受けて、変更することができる。

### (解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号ないし第4号までの規定により解散する。ただし同条第1項第2号により解散する場合は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ主務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の構成員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ主務大臣の許可を受けて、類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

## 第7章 事務局

### (事務局及び職員)

第42条 この法人に事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長をおくほか、所要の職員をおく。
- 3 事務局長は、会長が理事会の議決を経て、理事のうちから選任する。
- 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が理事会の同意を得て定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第43条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書

(9) 収支予算表

(10) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 補 則

(細則)

第44条 この寄附行為についての細則は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

### 付 則

- 1 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第19条及び第25条の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第12条及び第34条第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

〔昭和61年12月24日許可〕

〔昭和62年 5月14日改訂〕

〔平成 2年 4月11日改訂〕

〔平成 5年 7月21日改訂〕

〔平成11年 9月 3日改訂〕

〔平成13年 4月23日改訂〕

〔平成16年 5月13日改訂〕

〔平成18年 4月12日改訂〕

〔平成19年 7月13日改訂〕